

改正健康増進法と豊橋市受動喫煙防止条例の比較

改正健康増進法（平成30年7月25日公布）	
施行期日	平成32年4月1日 1部施行①平成31年1月24日：国及び地方公共団体の責務等 1部施行②平成31年7月1日：学校・病院・児童福祉施設等、行政機関
規制	施設分類
全ての施設	・喫煙可能な場所は客・従業員とも20歳未満は立ち入れない。
第1種施設等	<ul style="list-style-type: none"> 学校（専ら大学院の用途に供する施設を除く）、その他20歳未満の者が主として利用する教育施設等 病院、診療所及び助産所、薬局、 介護老人保健施設及び介護医療院 難病相談支援センター 施術所の用途に供する施設 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業 地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、 事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設、児童福祉施設並びに無認可児童福祉施設 母子健康包括支援センター 認定こども園 少年院及び少年鑑別所 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る） 旅客運送事業自動車・航空機（バス、タクシー、航空機）
第2種施設等	<ul style="list-style-type: none"> 多数の者が利用する施設のうち、第1種施設及び喫煙目的施設以外の施設 （例）運動施設、ホテルの共有部分、事務所 新規飲食店（平成32年4月1日の時点） 下記の既存特定飲食提供施設以外のすべて 旅客運送事業船舶・鉄道 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p><その他 想定施設> パチンコ店、映画館、スーパー、コンビニ、理美容店、事業所（職場）等</p> </div>
喫煙目的施設	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙場所を提供することを主たる目的とする施設 公衆喫煙所：施設の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするもの 喫煙を主目的とするバー、スナック等：たばこの対面販売をしていること。設備を設けて客に飲食をさせる営業（通常主食と認められる食事提供は除く）を行うものであること。 店内で喫煙可能なたばこ販売店：たばこ（対面販売に限る）又は喫煙器具の販売をしていること。設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと。
罰則等	<ul style="list-style-type: none"> 指導→勧告・命令等→罰則（50万円以下の過料） 過料：都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）の通知に基づき地方裁判所の手続により決定
加熱式たばこへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 指定たばこ専用喫煙室（飲食等も可）及び喫煙専用室での喫煙を可。 【根拠】現時点の科学的知見では、受動喫煙による健康影響は明らかでないため、明らかになるまで特例措置を設ける。
適用除外	<ul style="list-style-type: none"> 人の居住の用に供する場所 旅館業法で規定された簡易宿所営業及び下宿営業の個室 旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶の客室（宿泊の用に供する個室に限る）の場所 宿泊施設の客室（個室に限る）の場所

豊橋市受動喫煙防止条例（平成31年3月27日公布）	
公布・施行期日（予定）	平成32年4月1日 1部施行①平成31年4月1日 市、市民等の責務等 1部施行②平成31年7月1日 改正健康増進法の第1種施設に該当する施設
規制	施設分類
全ての施設	・国の基準に沿う
（喫煙禁止施設）	<ul style="list-style-type: none"> 条例第8条第1項（改正健康増進法の第一種施設） <多数の20歳未満の者が主に利用する施設> ◎学校教育法第1条に規定する学校及び教育施設 幼稚園、小中学校、高等学校、大学、特別支援学校 専修学校、各種学校 ◎児童福祉法に規定する児童福祉施設 保育所、認定こども園、障害児施設、母子生活支援施設、児童養護施設 等 <患者や妊婦などが利用する施設> ◎病院及びその他医療施設 病院、診療所、助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧師、はり師 きゅう師、柔道整復師の施術所 介護老人保健施設、介護医療院 <行政機関の庁舎> ◎市の庁舎（市役所本庁、上下水道局庁舎、保健所） <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>◎ 国の基準である「第1種施設」から厳格化した施設 ○ 「第2種施設」から厳格化した施設</p> </div>
第1種施設等	<ul style="list-style-type: none"> 条例第8条第2項（改正健康増進法の第二種施設） ○市の施設（競輪場、総合老人ホームつつじ荘を除く） ○塾（学習塾、そろばん塾、書道塾 等）
第2種施設等	<ul style="list-style-type: none"> 条例第8条第3項（改正健康増進法の第二種施設） ○豊橋市総合老人ホームつつじ荘【努力義務】 ・国、県の行政機関の庁舎（「敷地内禁煙（特定屋外喫煙場所不可）」への協力を依頼） ・◎○の施設以外は、国の基準に沿う
喫煙目的施設	<ul style="list-style-type: none"> ・豊橋競輪場 ・◎○の施設以外は、国の基準に沿う
罰則等	<ul style="list-style-type: none"> ・法の適用を受ける部分については、法を準拠。 ・法律の上乗せ規制を定めた施設については助言、指導を行う。 ・標識の掲示については、指導、勧告、公表を行う。
加熱式たばこへの対応	<ul style="list-style-type: none"> 条例第8条第4項 ◎加熱式たばこにおいても、喫煙者の呼気に有害物質が含まれており、改正健康増進法の趣旨は望まない受動喫煙を生じないようにすることから、紙巻たばこと同等の扱いとし、指定たばこ専用室では飲食等は不可とする。（努力義務）
適用除外	・国の基準に沿う（その他豊橋市は「規則」で定める）